

令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）まさば及びごまさば 対馬暖流系群TAC（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和7年4月
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② それぞれの系群について、令和7年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙2-16に定める漁獲シナリオで算定されたABC（生物学的許容漁獲量）のうち我が国EEZ分を算出する。当該合計値から、令和6管理年度途中の漁獲可能量の調整の結果、同管理年度の漁獲可能量に追加した数量を減じた数量をTACとする。
- ③ なお、令和6管理年度終了し、漁獲実績が確定した後に、以下の（2）③のウ、エに基づき、令和7管理年度の漁獲可能量を変更する。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和17年に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β ：0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ 管理年度途中の漁獲可能量の調整について（令和6管理年度における暫定的な措置）（※）
 - ア 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
 - イ 令和7管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、別紙2-16の第4の3の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
 - ウ 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、当該上回った数量を令和7管理年度の漁獲可能量から差し引く。

エ 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

(※) 令和7管理年度における漁獲可能量の調整ルールについては、令和6管理年度における暫定的な措置をベースに今後検討する。

(3) 令和7管理年度(令和7年7月～令和8年6月)のTAC(案)

特定水産資源	TAC
まさば及びごまさば対馬暖流系群	208,700トン <225,500トン-16,800トン>

(参考1) 資源管理の目標

1 まさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：330千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：117千トン(親魚量の過去最小値)
- ③ 禁漁水準値13千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる調整係数(β):0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は70パーセントとする。

2 ごまさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：92千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：31千トン(親魚量の過去最小値)
- ③ 禁漁水準値4千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる調整係数(β):0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は95パーセントとする。

(参考2) まさば及びごまさば対馬暖流系群TACの推移・漁獲実績

単位：万トン

	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)
TAC	20.87	23.67 (21.39)	19.13 (18.53)	14.30 (12.90)	17.82	22.00
漁獲実績	—	—	16.35	14.19	12.76	9.60

※ 括弧内は変更前の数字(漁獲可能量の調整)

2 配分(案)

(1) 28,300トン(案)を国の留保とする(※)。なお、留保には国際交渉において必要とな

る数量を含めるものとする。

(※) 漁獲可能量の調整を行う前の数量(225,500トン)の20パーセントである45,100トンから、追加数量分の16,800トンを差し引いたもの。

- (2) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分する。
- (3) 配分量(案)は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

令和7管理年度まさば及びごまさば対馬暖流系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば対馬暖流系群	208,700 <225,500-16,800>



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	95,200



知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
石川県	7,800	秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準とする。
島根県	20,500	
山口県	2,600	
長崎県	36,900	
鹿児島県	9,700	



留保(トン)	28,300 <45,100-16,800>
--------	---------------------------